

平成 31 年 3 月定例議会 議案概要		担当課	町民生活課	種別	条例
議案番号	議案第 14 号	議案名	琴浦町国民健康保険条例の一部改正について		
目 的	<p>「児童福祉法の規定により児童福祉施設に入所している児童又は里親に養育されている児童で民法の規定による扶養義務者のないもの」を国民健康保険の適用除外とするよう定めるもの。また、保健事業に関する条ずれ、事業内容等、所要の改正を行うもの。</p>				
内 容	<p>1 国民健康保険の適用除外について 日本は「国民皆保険」とすることで全ての国民に公的医療保険を保障しており、他の健康保険に加入していない人は原則として国民健康保険(以下「国保」という。)に加入することになっている。 ただし、例外として「その他特別の理由がある者で条例で定めるもの」については、国保の適用が除外される。</p> <p>2 保健事業について 現行の国民健康保険法では、保険者の役割として健康教育、健康相談及び健康診査等を行うよう明記されている。</p> <p>3 改正内容 (1) 国保の適用除外について 昭和 34 年 6 月 17 日保険発第 90 号(以下「通知」という)により、次の場合に国保の適用除外とすることとされている。 ○児童福祉法の規定により児童福祉施設に入所している児童又は里親に委託されている児童であって、民法の規定による扶養義務者のないもの このことについて、今年度から国保の広域化が始まったことに伴い、事務の統一の一環として条例への記載を行うもの。 (2) 保健事業について ア 国民健康保険法の改正による条ずれの修正を行う。 イ 保健事業の内容を、衛生教育等必要性の乏しくなったものから健康教育、健康相談、健康診査等健康の保持増進に重点を置いたものに改正。</p> <p>4 条例改正による影響 従来、法及び通知に沿った運用を行っていることから、今回の条例改正による被保険者への影響はない。なお、国保の適用除外を受けた児童は公費による医療扶助を受けられるので、国保の適用除外によるデメリットはない。</p>				
補足事項	施行日 公布の日				